

令和6年(2024年)10月7日
総務委員会資料
総務部 総務課

訴訟事件の判決について

1 事件名

非公開決定処分・裁決取消請求事件

2 当事者

原告 川崎市民

被告 中野区

3 訴訟の経過

令和6年(2024年)3月4日 東京地方裁判所に訴えの提起

14日 訴状送達

9月10日 東京地方裁判所で棄却判決の言渡し

4 事案の概要

本件は、原告が、妻の提出した住民基本台帳事務における支援措置申出書（以下「本件申出書」という。）に関する書面について情報公開請求をしたところ、中野区長が非公開決定（以下「本件処分」という。）をし、及び本件処分に係る審査請求について棄却する裁決（以下「本件裁決」という。）をしたことから、本件処分及び本件裁決は違法であると主張し、その取消しを求めたものである。

5 請求の内容

(1) 中野区長が原告に対して行った本件処分を取り消す。

(2) 中野区長が原告に対して行った本件裁決を取り消す。

6 判決

(1) 主文

ア 原告の請求をいずれも棄却する。

イ 訴訟費用は原告の負担とする。

(2) 判決理由の要旨

ア 本件申出書に記載されている情報は、個人生活に関する情報で特定の個人を識別できるから、個人情報に該当し、非公開情報であり、本件申出書の様式部分も含めて非公開とした点でも本件処分に違法はない。また、本件処分は、本件申出書の中に個人情報が含まれていることを理由にされたものであって、原告の妻が支援対象者に該当するかどうかは本件処分の適法性を左右しない。したがって、本件処分が違法なものとはいえない。

イ 原告は、同一の違法事由を本件処分の取消しの訴えと本件裁決の取消しの

訴えにおいて主張しているところ、本件処分の違法を理由として、本件裁決の取消しを求めるることはできない。また、アのとおり、原告の妻が支援対象者に該当するかどうかは、本件処分の適法性を左右しないから、中野区長が本件裁決に当たりその検討をしなかったことが本件裁決の固有の瑕疵となる余地はない。したがって、本件裁決が違法なものとはいえない。